縣民の友

発行所 和歌山市小松原通一丁目 和歌山県企画広報課
編集印刷発行人 山本正三
印刷所 和歌山県印刷所
旬刊 1日11日、21日発行
定価一部2円50銭

あなたは……
清潔な住居や映画館、浴場それに掃き浄められた公園や街や村をお望みですか?
あなたは……
赤痢等伝染病にびくびくするのがお嫌いですか?

# 第二回 農協振興大会終る
## 共同販売体制を確立せん

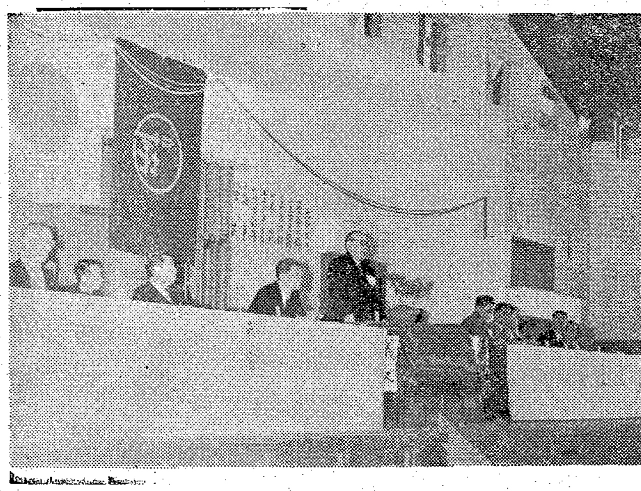

第二回和歌山県農業協同組合振興大会は去る四月十二日湯浅町湯浅小学校講堂で開催された。

午前十時大会委員長遠藤農林部長の開会の辞、小野知事の挨拶に続き、優良農協功労者表彰、中村農協課長による情勢報告があつて一旦休憩し、午後再会して議事に入り、沢井県指導連会長による第一回大会決議事項結果報告、大会宣言、大会決議、農協各郡市協議会提出議案審議、実行委員選任等を行い、余興として農協関係者による演芸があり、第二回農協振興大会は盛会の裡に幕を閉じた。

優良農協功労者として表彰されたものは次の通りである。

知事表彰(農協組合関係功労者表彰)―野崎湊農協組合長理事南方徳夫、和佐村農組合長理事高田弁次、王寺村農協組合長理事谷哲雄、妙寺町農協参事平原虎夫、生石村農協組合長理事木下平、野口村農協専務理事田端武次、東富田村農協専務理事津越亥一、那知町農協参事桃井計治、県経済連主事矢田留一、県信連主事中村甚六

農林中央金庫表彰(貯蓄優良農協表彰)―海草郡小川村農協、那賀郡山崎村農協、有田郡田殿村農協、日高郡切目村農協、東牟婁郡敷屋村農協

県信連会長表彰(貯蓄優良農協表彰)和歌山市三葛農協、海草郡小川村農協、那賀郡山崎村農協、伊都郡端場村農協、有田郡田殿村農協、日高郡切目村農協、西牟婁郡栗栖川村農協、東牟婁郡敷屋村農協

県経済連合会長表彰(系統利用優良農協表彰)―和歌山市四ケ郷中之島農協、海草郡亀川村農協那賀郡田中村農協、伊都郡大谷村農協、有田郡藤並村農協、日高郡上南部村農協、西牟婁郡稲成村農協東牟婁郡太田村農協

各郡から提出された十三議案は、いずれも可決されたが、この時緊急動議として、「中村農協課長へ感謝状を贈る件」の決議案が有田郡津木村農協から提出され、全員一致で可決された。このれは不振にあえいだ農協の再建に同課長の功績大と認められたものである。(カツコ内は提出市郡)

一、農協の育成強化について、地方公共団体の農林行政の重点を農協育成強化に指向せられたい(和歌山市)、農協保護育成について(海草郡)、農協育成に対する国並に県の助成金要望について(那賀郡)

二、県の信連予託による農協特別融資の増額要望について(西牟婁、東牟婁、那賀各郡)

三、農林漁業資金の借入促進について(東牟婁、日高各郡)

四、米麦の統制撤廃に伴う資金の確保について(海草、那賀、日高、有田各郡)

五、農林省の指定に洩れた不振農協に対して農林漁業組合再建整備法に準じ県費をもつて増資奨励金及び固定化利子補給金を交付せられたい(海草、伊都、和歌山、西牟婁各郡市)

六、柑橘の生産指導と販売改善について県の助成を要望すること について(有田郡)

七、農協に対する国、県及び市町村税の課税は不合理である非課税要望について(伊都郡)

八、農業共済事業と農協事業の一本化について(日高郡)

九、農業者を対象とする各種農業団体の一元化について(那賀郡)

十、農協と森林協同組合との業務調整について(東牟婁郡)

十一、農協法の一部改正要望について(西牟婁郡)

十二、県農林部に畜産課設置要望について(東牟婁郡)

十三、農協連支部に県の農協専任職員を駐在せしめると共に町村農協に普及技術員一名宛駐在せしめられたい(伊都有田各郡)

なお八、九、十については重大な問題であるため委員会を設けて推進することにした。

なお大会決議及び宣言は別項の通りである。

### 決議

主要食糧の将来における統制撤廃に備えて販売事業態勢の整備を急がねばならぬことは今後の自由経済に対処して農民の経済を守るため喫緊の要務である。又本県特産物たる柑橘及び落葉果樹の共撰と共同販売体制の整備を図らなければならない。

よつてその対策として系統組織の総力を挙げて協同意識の向上と系統利用の徹底を基調とする全面的運動を展開し、農業協同組合による共同販売体制を確立する。

右決議する。

昭和二十七年四月十二日

### 宣言

日本農業の再建と農村民主化のため、その基本策として農協法が制定せられてから、ここにはや四ケ年、この間経済界の急変と又之に加ふるに農業政策の貧困によつて農協の経営内容にも影響を及ぼし漸次組合経営が不振となつて現われて来た。かゝる組合の経営の不調停滞は日本経済のぜい弱面たる農業に甚大な影響をもたらしたことは明らかである

しかしながら今やそれら不振組合の再建整備もようやく軌道に乗り、県、県連合組合、組合役職員、打つて一丸となつたその努力が逐次現われ来ている。

ここにおいて我々は綜合的農業政策の確立を要求すると共に現在の経済状勢と組合の実態を把握し、組合理念に徹し、農民の社会的、経済的地位の向上をはかるため、全組合員の協同意識を昂揚し、系統組織の強化を図り、もつて農業協同組合のもつ重要な任務を達成せんことを期する。

右宣言する。

昭和二十七年四月十二日

# 漁船の国家的補償
## 漁船損害補償法施行さる

過去十二年間行われてきた漁船保険法が廃止され、漁船損害補償法が四月一日から施行になりましたが、その概要は次の通りです

漁船保険制度は終戦後特に加入隻数は一進一退を繰返し全国漁船数四十三万隻の中加入隻数一万七千隻加入率僅かに四%に過ぎない状態で、本県でも昭和二十六年度全漁船数一〇、六五二隻中加入隻数五八七隻 加入率五%という状況であります。これには保険制度に対する認識の欠如と、一年高期のため掛捨に対する難点等で特に保険料が高率で漁業者の負担が大きいことが重大な原因であります

それは漁業者の負担においてのみ独立採算制を維持し政府は唯その再保険による危険分散の機構だけを与えて経費上には何等特別な財政援助がなかつたからであります

漁船所有者が保険料の負担に耐えられないため漁船保険を利用できず、事故があつた場合は再起不能に陥り政府の漁船に対する唯一の救済策である保険の主旨に反するから、農業共済保険制度のような強制加入制度を採用してこれを機として保険料を大巾に引き下げられたいと一昨年以来関係各方面で真剣に討議研究され、今般漁船に対する国家補償の制度が実施されることになりました。

新制度の基幹をなすものは加入については義務加入の制度を設けたことと、保険料に対し国庫負担があり保険料が相当引き下げられたことであります。

### 漁船保険の義務加入

国の補償の対象となる義務加入とは「漁業協同組合の地区内に住所があつて二〇屯未満一屯以上の動力漁船の所有者の三分の二以上が、それらの漁船の全部が保険につけることを同意したときは、協同組合の組合員であるなしに拘らず該当漁船の所有者は全部保険につけなければならないということであります。

### 漁業協同組合のあつ旋

従来も協同組合の事業として漁船保険のあつ旋が掲げられていましたが、新制度においては義務加入の単位として協同組合の地区を用いそのあつ旋機関には協同組合を充てたことにより、更に協同組合の活動に挨つ処が大きくなりました。即ち次の通りであります。

(一)協同組合の地区内の漁船所有者が義務加入に同意してその地区の協同組合に対し、該当漁船の所有者で協同組合員であるものの保険料を集め漁船保険組合に払込み方を申し出たときは、協同組合は正当な事由がない限り、この事業を行わなければなりません。

(二)協同組合は二〇屯未満の義務加入の漁船でないもの、即ち一屯未満の動力漁船及び無動力漁船の所有者でも漁船保険につけることを申し出たときは保険料の集収や払込みをしなければなりません。

(三)協同組合の地区内の漁船所有者で協同組合員でない者に対しても協同組合は前記の事業をう行ことができます。

なお義務加入の保険加入金額は保険価額の五割以上でなければなりません。又漁船保険組合は協同組合に対し事務費として集収純保険料(国庫負担部分を除く)の一割を交付しなければならないことになつていますので、協同組合の事業として大いに新制度を活用して度いと存じます。

### 国庫負担

新制度で義務加入制度と共に新制度の骨子をなす国庫負担は次の通りとなつています。

(一)保険料の国庫負担―協同組合地区内の二〇屯未満の漁船が(二〇屯未満一屯以上の動力漁船は義務加入、一屯未満の動力漁船及び無動力漁船は任意加入)保険につける場合は最低加入金額(保険価格の五割)に対する純保険料の百分の五〇が国庫で負担されます。然しながらこれは加入者の負担する保険料附加保険料との関係もあるので必ずしも半額になるのではありません。

(二)事務費国庫負担―漁船保険組合が義務加入その他のものの保険料集収事務に当る協同組合に交付する事務費の一部「純保険料(国庫負担部分を除く)の百分の六」を政府から補助されます。又漁船保険組合の事務費の一部と政府の再保険その他漁船保険に関する事務費の全額が国庫で支弁されることになりました。

### 漁船保険中央会

漁船保険組合は漁船保険事業の健全な発達を図るために全国に一つの漁船保険中央会を設立することができ(一)保険料率の算定(二)損害の発生の予防と防止の調査指導(三)保険引受漁船の調査と損害調査(四)漁船保険の普及宣伝等の事業を行い又漁船損害補償に関する重要事項につき農林大臣の諮問に答申し或いは建議します

**新制度への移行は** 漁船損害補償法に伴う経過措置は同法施行法に規定されているが現在の漁船保険組合は定款改正によつてその儘新制度の保険組合に移行し、新組合は旧組合の権利義務一切を継承することになりこれによつて速かに新制度に切換えを図つて行くわけであります。(解説)

# 清掃美化運動週間に際して

予防課長 田中正好

四月二十二日から二十八日までの一週間、今年も春期清掃美化の全国的な運動が展開される。清潔で住みよい国土を建設し、我々の日常生活を快適にし、特に本年は全面的な流行を憂慮せられている赤痢予防の為の環境を整備することを目的とするものである。民主国家の第一主題は文化建設であると言われる。しかし国民の基本的人権を無視し、健康の保持にとつて基本的条件である環境の改善を考慮しない文化は考えられない。厨芥がつまり、どぶ鼠が横行する悪臭紛々たる井戸端で、昨夜のノミのあとをかきながら文化を論じ再軍備を云々してもはじまらないのである。まず我々の周辺を清潔に、生活を快適にいたしましょう貧しいながらも楽しいわが家をつくる為に、ノミや蚊、蝿や鼠から丈でも解放される様に努力いたしましよう。春の清掃は夏の伝染病を防止する為に最も効果的なものである。日本脳炎やマラリヤを媒介する蚊、赤痢や腸チフスを媒介する蝿、發疹チフスや發疹熱を媒介するノミやしらみ、それらがまだあまり發生を見ない今のうちにその萌芽をつみとる様にしよう。身辺を整理し不用物を廃棄し、蟲をあげてD・D・T、B・H・Cなどをまき、炊事場の水はけをよく(くし、ごみ箱には蓋をし、便所の汲取口を密ぺいして蝿の入らない様にしよう。隣近所力を合せて周辺のドブを掃除し、どろを上げて汚水の流通をよくし、蚊の發生する溜り水をなくしよう。共同井戸には必ず蓋をし共同でポンプをつけよう、井戸端を清潔にし、汚水の侵透を防ごう。一度土管のつかえを去るとその後に清潔な水が流れる様に、物ぐさな非文化的障性を取り去り、一度身辺の清潔を初めると、その快適感は必ずや次の清掃をうながし、文化の流れはそうそうたるひびきをなして我々をおしつゝむのだ。その契機となる春の清掃、夏の疫病、とりわけ今年はおそろしい赤痢の流行を防止するこの清掃美化運動を積極的に推進し、健康で文化的な郷土を建設する為に県民挙つての協力を願うものである。

# スピーカー

### 人事異動

林政課長へ山本正三(企画広報課長)▲企画広報課長へ中村三郎(農協組課長)▲農協課長へ藤田定基(農協組課長代理)▲農協組課長代理へ森岡彦太(企画広報課)▲依願退職中沢和雄(林政課長) 以上四月十四日付、カツコ内は旧職

### 赤ちゃんコンクール入選決る

今年の赤ちゃんコンクール県予選入選者が決りました。入選した赤ちゃんは次の通りです。(順序は入選順位による)

▲男―谷本泰樹(南富田)、田淵義明(田辺)、西出和彦(和歌山)、櫟井長治(御坊)、榎本啓郎(上岩出)、鈴木俊季(田辺)、和田直樹(那智)、小沢豊明(九度山)、峰野博行(塩津)、和深徳生(古座)▲女―西本由実(和歌山)、田所純子(田辺)、湯川眞以子(内原)、横矢恵美子(田辺市)、高島陽子(和歌山)、堀田知子(御坊)、中本百代(朝来)、岡田紀代子(串本)、谷口由美子(麻生津)、常上美砂子(海南)

なお模範愛育村として那賀郡池田村、母子衛生功労者に同村役場厚生主任眞田正進氏、特別母子衛生功労者に和歌山市関戸芳山竜氏(医師)が選ばれた。

### レコードに吹き込まれた保健婦の歌

昨秋、保健婦制度十周年を記念して募集した「保健婦の歌」の、一等及び二等当選作品は、「黒いカバン」はこの程テイチクで専属歌手によつてふきこまれた。レコードは一枚二五〇円で医務課看護係にあります

### 坂本氏を推薦
農村青壮年米國派遣

今度、農林省で農村青壮年を米国(カリフオルニヤ州)へ派遣することになつたが、この程知事宛本県から一名推薦するよう通知があつたので、日高郡塩屋村の坂本登氏(三一)を推薦した。坂本氏は盛岡高農卒で現在農協理事、県優良農機具審査委員会委員を務めている。

米国派遣人員は二十五名で近畿二府四県では三名で、四月二十九三十日の両日東京で試験を行い派遣者を決定する。

### 昭和二十七年度成人体力健康検査 県推進協議会

全国からその成果を注目されている成人体力健康検査は、県下青年の自覚により昨年は非常な好成績を収めたが、本年もなお一層の好成績を目指して実施されることとなり、その準備として四月十八日午后一時から県職員会館において第一回県推進協議会が開催された。良好な成績を挙げるために、各種団体や経営者との連絡及び今後の運営方法を熱心に協議し、なお本年は特に疾病ある者の爾後指導に力点をおくことなど有益な結論を得た。又本年度実施の成人体力健康検査実施要綱を協議決定した。

補導生(筆耕科)募集

和歌山公共職業補導所では只今次の要領で補導生を募集しています。

科目 経理事務謄写筆耕
期間 六ケ月(昼間)
定員 三十名
資格 義務教育終了以上 男女年令不問
募集締切 四月二十五日
申込場所 最寄の公共職業安定所

新緑の縣営競輪
5月 1(木) 2(金) 3(祭) 4(日) 5(祭) 6(火)
発走十一時

# 十津川・紀の川綜合開発事業

## 愈々本格的に発足

農地部長 小川文良

昭和二十二年以来五ケ年に亘り討議された十津川紀ノ川綜合開発事業は政府当局並紀和両県地元関係者の努力によつて基本計画も出来上り懸案の発電と農業関係の事業費負担区分並両県の地元負担率が決定したので総事業費八十九億九千万円で愈々本年度より紀ノ川関係の事業は農林省で十津川関係の事業は建設省で夫々国営事業として本格的に施行されることとなり今月廿七日には農林大臣を迎へて奈良県大淀町で起工式が挙行されるはこびになつたことは御同慶に堪えない。

和歌山県百年の大計とも申すべき紀ノ川筋水資源開発計画が待望の国営事業として新発足するに当り事業計画の概要を御説明申し上げたい

尚事業計画の経過については既に本紙で報告されたので省略さしていただく。

## 灌漑用水不足を解決
### 電力・水道用水の補給源を開発

**一、計画の概要**

紀伊大和両平野約二万町歩の灌漑用水不足と解消すると共に電力事情の非常に悪い近畿地方の電力補給源を開発し又紀ノ川及び大和川筋周辺の都市に水道用水を補給し工業発達の一途として重要な工業用水の確保をはかる等綜合的水資源開発の目的を達成するため日本最多雨の大台ケ原を水源にもつ吉野川上流に有効貯水量一、三五〇万立方米の大迫貯水池を築造し吉野川支流津風呂川に有効貯水量二、四六〇万立方米の津風呂貯水池を築造、高見川の水を流域変更してこれに導水する。

然して吉野郡大淀町下渕地点に取入堰堤を設け必要水量に応じて両貯水池より放流した水を大和、紀伊両平野に分水し大和平野に対しては取水地点より吉野口地先迄五、二粁の導水隧道を開鑿して東西両用水幹線に連絡させる。一方吉野川に隣接して標高の大なる十津川水系天の川の猿谷地点に有効貯水量一、七三〇万立方米の猿谷貯水池を築造し川原樋川、池津川その他途中の渓流を取水して九、三粁の隧道により吉野川支流、丹生川に導水し高落差を利用して発電を行う計画である。この流域変更した水は紀伊平野の用水として下渕で分水された水量と合して利用する。又紀伊平野の内貴志川筋七〇一町歩の用水補給水源として貴志川支流山田川に有効貯水量三三七万立方米の山田貯水池を築造する。尚現在の紀ノ川筋にある既設の八井堰を四ケ所に統合して取水の合理化を図らんとするものである。

計画灌漑面積一覧表

紀伊平野

| 種別 | 河川別 | 面積(町) |
|---|---|---|
| 用水補給(井堰掛り) | 紀の川 | 五、六四二、三 |
| | 貴志川 | 一八四、八 |
| 用水補給(溜池掛り) | 紀の川 | 四、一五九、七 |
| | 貴志川 | 四八八、四 |
| 悪水掛り溜池敷開田 | 紀の川 | 二〇、五 |
| | 貴志川 | 三三、九 |
| | | 二七、八 |
| 計 | | 一、五七七、四 |

大和平野

| 種別 | 面積(町) |
|---|---|
| 用水補給 | 八、八〇七、〇 |
| 溜池敷開田 | 一八九、〇 |
| 地目変換 | 二九四、〇 |
| 計 | 九、二九〇、〇 |

**二、計画灌漑面積**

(イ)紀伊平野

既耕地一〇、五二五町歩の用水補給と共に利用度の低い溜池五二町歩の開田を行い計一〇、五七七町歩の補給をする計画である。

(ロ)大和平野

紀伊平野同様八、八〇七町歩の既耕地の外に四溜池一八六町歩を開田し地目変換二九四町歩を合せて合計九、二九〇町歩の補給を計画である。

**三、用水計画**

農業用水については両平野共約四〇町歩に一ケ所の割で昭和二十三年度期減水深を調査したが二十三年は非常に気象状況の順調な年であつたので旱魃年の気象状況を考慮しこの実測値を修正して計画単位用水量を求め農業用水計画を樹てた。水道、工業用水並港湾拡張に伴う船舶用水の補給水量は第二表の通りである。

農業用水、上水道、工業用水、船舶用水を合した両平野への補給水量は第三表の通りである。

紀ノ川筋灌漑並上水道工業用水の全補給水量五三、四七〇、〇〇〇立方米は紀ノ川の県境隅田地点に於て灌漑期間六月十五日より九月十五日迄の九十三日間に於て用水不足する日に紀ノ川の現流量の外に増加される水量である。最近異例の渇水を示した昭和十九年の流況を隅田に於て考へて見ると事業施行前に於ては灌漑期の最小流量は四、四六秒立米迄減水した事があり、綜合開発計画では灌漑期間九十三日中五十五日間が用水不足する事になりこの期間の平均流量は七、二二六秒立米となるが、事業完成後に於ては施行前に不足した五十五日間の流量が平均一八、四六八秒立米となり紀ノ川の平均量約一五秒立米より増加するわけである。

(第二表)

| 県別 | 上水道(秒立米) | 工業用水(秒立米) | 船舶用水(秒立米) | 計(秒立米) |
|---|---|---|---|---|
| 和歌山 | 一、〇九〇 | 三、六二五 | 〇、四二七 | 五、一三三 |
| 奈良 | 〇、五九五 | 〇、四〇五 | ｜ | 一、〇〇〇 |
| 計 | 一、六八五 | 四、〇三〇 | 〇、四二七 | 六、一三三 |

(第三表)

| 平野別 | 種別 | 全補給水量(立米) | 補給水量算定地点 |
|---|---|---|---|
| 紀伊平野 | 紀の川筋灌漑並上水道工業用水 | 三三、四七〇、〇〇〇 | 和歌山奈良県境 |
| | 貴志川筋灌漑 | 四、一三三、〇〇〇 | 水源地 |
| | 小計 | 三七、六〇三、〇〇〇 | |
| 大和平野 | 灌漑並上水道工業用水 | 九五、九九六、〇〇〇 | 下渕分水地点 |
| 平野計 | | 一三三、五九九、〇〇〇 | |

**四、貯水計画**

上記の各用水を満足させ且発電上有利な様に貯水池を組合せて第四表の様に四ケ所の貯水池を計画する。

貯水池一覧表(第四表)

| 種別 | 大迫貯水池 | 津風呂貯水池 | 猿谷貯水池 | 山田貯水池 |
|---|---|---|---|---|
| 堰堤位置 | 奈良県吉野郡川上村大迫 | 奈良県吉野郡竜門村河原屋 | 奈良県吉野郡大塔村猿谷 | 和歌山県那賀郡東貴志村 |
| 水系 | 吉野川本流 | 吉野川支川津風呂川 | 十津川本流 | 貴志川支川山田川 |
| 流域面積(平方粁) 直接 | 一一四・八 | 三八・八 | 八二・八五 | 一六・四 |
| 流域面積(平方粁) 間接 | 一五・〇 | 一二一・九 | 一三三・三三 | 五〇・〇 |
| 流域面積(平方粁) 計 | 一二九・八 | 一六〇・七 | 二一五・一八 | 六六・四 |
| 満水面標高(米) | 三八五・〇 | 三二六・五 | 四三五・〇 | 九三・四 |
| 満水面積(ヘクタール) | 六八・〇 | 一四五・〇 | | 三四・〇 |
| 堰堤高(米) | 五四・五 | 五四・五 | 七四・〇 | 三四・五 |
| 利用水深(米) | 三〇・〇 | 三五・〇 | 三〇・〇 | 三五・四 |
| 全貯水量(立方米) | 一四、八〇〇、〇〇〇 | 二五、六五〇、〇〇〇 | 二〇、一〇〇、〇〇〇 | 三、四〇〇、〇〇〇 |
| 有効貯水量(立方米) | 一三、五〇〇、〇〇〇 | 二四、六〇〇、〇〇〇 | 一七、三〇〇、〇〇〇 | 三、三七〇、〇〇〇 |
| 堰堤型式 | コンクリートダム | ″ | ″ | ″ |
| 堤体容積(立方米) | 一〇三、〇〇〇 | 一五〇、〇〇〇 | 一七六、〇〇〇 | 二九、五〇〇 |

## 取入堰四個に統合

**五、紀の川筋井堰統合計画**

紀の川筋十一水利組合灌漑面積約六千町歩は小田井堰以下八個の取入堰と二一ケ所の取入口より取入灌漑している。中央構造線により生じた紀の川は支川発達せず流域も少く両岸は標準的な河段丘を形成している。又紀伊平野の大部は仲積層よりなり用水の漏水滲透が多いため減水深が大きく一日七〇粍に及ぶ所もある。尚山林の濫伐等によりその大部分の水は時季的に見て有効に利用出来ず昭和二二、一四、一九、二三年の旱魃はその被害甚大なるものがあつたのである。

斯様に旱魃の年は紀ノ川一帯が用水不足の為上流に於て永久混凝土堰堤を築造して完成取入れが困難な為旱魃時は用水不足を来し又こう水時は堰堤は常に災害を被つて之が復旧に莫大なる経費を投じている現状である。

本計画に於ては上流奈良県地内に三ケ所の大貯水池を築造して紀の川筋の絶対不足水量を確保すると共に現在の八ケ所の取入堰堤を四ケ所に統合永久混凝土堰堤を築造して取水を容易ならしめ併せて将来こう水の災害を防止して、農業経営の合理化を図らんとするものである。

即ち上流より小田井、七郷井、三谷井の統合による小田井堰が現在の小田井堰附近に藤崎井、荒見井、安楽川井の統合による藤崎井堰が現在の藤崎井堰の附近に六ケ井、小倉井、宮井、四ケ郷四ケ井の統合による岩出井堰が和歌山線岩出鉄橋附近に又新六ケ井和歌山市の工業用水、上水取入施設となる新六ケ井堰が現在の新六ケ堰附近に新設され井堰の統合に伴つて旧水路の拡張或は、新設水路により各井水の連絡が計画される。

## 最大出力六万二千KW
### 丹生川第一等五発電所建設

**六、発電計画**

大迫貯水池より二、七粁の圧力隧道で導水して北和田地点で北和田発電所を設けて多古川谷流点に容量約四〇万立方米の逆調整池を築造し七、三粁導水して寺尾発電所を新設する。又津風呂貯水池より一、五粁導水して吉野発電所対岸に津風呂発電所を設ける。一方猿谷貯水池よりの水は丹生川筋賀名生に導水して丹生川第一発電所を設け更に取入れて四、二七粁導水し下流宇智村丹原附近に丹生川第二発電所を計画する。尚大迫貯水池で水を調整する為下流既設の樫尾、吉野両発電所の電力量は著しく増加する。大迫津風呂、猿谷貯水池については年二回満水せしめ各期間の貯水は発電優先に利用し灌漑期の貯水は農業優先に利用する

発電計画一覧表(第五表)

| 発電所名 | 様式 | 使用水量 最大(秒立米) | 使用水量 常時(秒立米) | 有効落差(米) | 発電力 最大(キロW) | 発電力 常時(キロW) | 電力量(キロW時) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 丹生川第一 | 堰堤水路式 | 一六、七 | 六、五 | 三三〇、〇 | 三三、二〇〇 | 一〇、八〇〇 | 一四九、〇〇〇、〇〇〇 |
| 丹生川第二 | 水路式 | 二〇、〇 | 七、八 | 一七六、〇 | 一三、九〇〇 | 四、五〇〇 | 六八、〇〇〇、〇〇〇 |
| 津風呂 | 堰堤水路式 | 五、〇 | ｜ | 七六、五 | 三、一〇〇 | ｜ | 一七、七〇〇、〇〇〇 |
| 北和田 | ″ | 一三、〇 | 五、〇 | 六四、〇 | 六、三〇〇 | 二、〇〇〇 | 四一、三〇〇、〇〇〇 |
| 寺尾 | 水路式 | 一三、〇 | 六、九 | 六四、〇 | 六、七〇〇 | 三、六〇〇 | 四八、七〇〇、〇〇〇 |
| 計 | | | | | 六二、二〇〇 | 二〇、九〇〇 | 三二四、七〇〇、〇〇〇 |

**七、事業費**

| | |
|---|---|
| 総事業費 | 八九九〇〇〇万円 |
| 発電負担額 | 五六三七〇〇万円 |
| 農業其の他負担額 | 三三五三〇〇万円 |
| 農林省関係国庫負担 | 一五一三二〇万円 |
| 建設省関係国庫負担 | 五五四〇〇万円 |
| 両県負担 | 一二八五八〇万円 |
| 奈良県負担 | 八一五二八万円 |
| 和歌山県負担 | 四七〇五二万円 |

尚和歌山、奈良両県の共通負担となる施設は大迫貯水池関係、津風呂貯水池関係、猿谷貯水池関係及び紀の川筋統合井堰であり、山田貯水池関係及び紀ノ川筋統合井堰連絡水路は和歌山県単独負担施設に、下渕取入堰堤及び大和平野導水隧道は奈良県単独施設に決定した。建設省関係十津川水系工事に対する国庫負担率は三分の二農林省関係紀ノ川水系工事に対する国庫負担は六割で、単独施設に対する地元負担は両県で夫々単独負担とし共通施設に対する地元負担率は和歌山県三〇、四%奈良県六九、六%である。

**八、補償について**

イ、十津川熊ノ川筋減水による補償

ロ、貯水池関係補償

補償問題については両県に於て負担問題と共に慎重に検討されたのであるが熊野川十津川筋補償並に奈良県内各貯水池の補償は結論が得られず今日に至つたことは甚だ遺憾に堪へない。将来は両県から八名宛の補償委員を選出して政府と折渉することに相成つているので特に本県に関係の深い十津川流域変更に伴う熊野川筋補償は天ノ辻隧道工事着工迄に解決する様政府に対し強力に申入れを致している関係もあるので最善の努力を続けて早急に之が解決を計りたい。

| | 津風呂貯水池 | 大迫貯水池 | 猿谷貯水池 | 山田貯水池 |
|---|---|---|---|---|
| 移転家屋 | 一四八戸 | 七一戸 | 九六戸 | 一二戸 |
| 社寺学校 | 三 | 三 | ｜ | ｜ |
| 湛水農地 | 一四九町 | 三一町 | 五〇町 | 七町 |
| 山林 | 一〇〇町 | 一〇〇町 | 一〇〇町 | 三〇町 |

## 完成へ共々に努力したい

**九、結び**

冒頭に申述べた本計画については過去五ケ年間に亘つて綜合開発計画の総元締である経済安定本部を初め関係各省並我国最高の技術的学識経験者それに両県関係者を以て綜合開発調査協議会並専門委員会を組織してその基礎的調査に基ずいて数十回に亘り技術的に慎重なる検討を加へた結果出来上つた計画で、之に参画したメンバーからして日本最高の科学の粋を集めた権威のある綜合開発計画が完成したと申し上げたい。

過去幾百年来紀和両県に於ては紀ノ川の利水問題をめぐつて絶えざる斗争の歴史を繰返してまいつたのであるが紀ノ川に水利権を持つ和歌山県としては当然の事であつた理由である。然しながら資源に乏しい我国の現状に於て唯一の残された水資源を開発することによつて食糧増産、電源開発、工場誘致、上水道施設等を綜合的に解決する為の飛躍的なこの大計画を十分認識せられ新しい時代感覚に目覚められた紀ノ川筋関係農民に衷心より敬意を表する次第である。同時に又本計画の実施について心から賛意を表して居られる関係農民二万一千百六十二人の方々と共々に力を合せて本県県政史上未曾有の大綜合開発計画が和歌山県の利益に於てのみ実施せられ一日も早く完成する様最善の努力を続けてまいりたい。

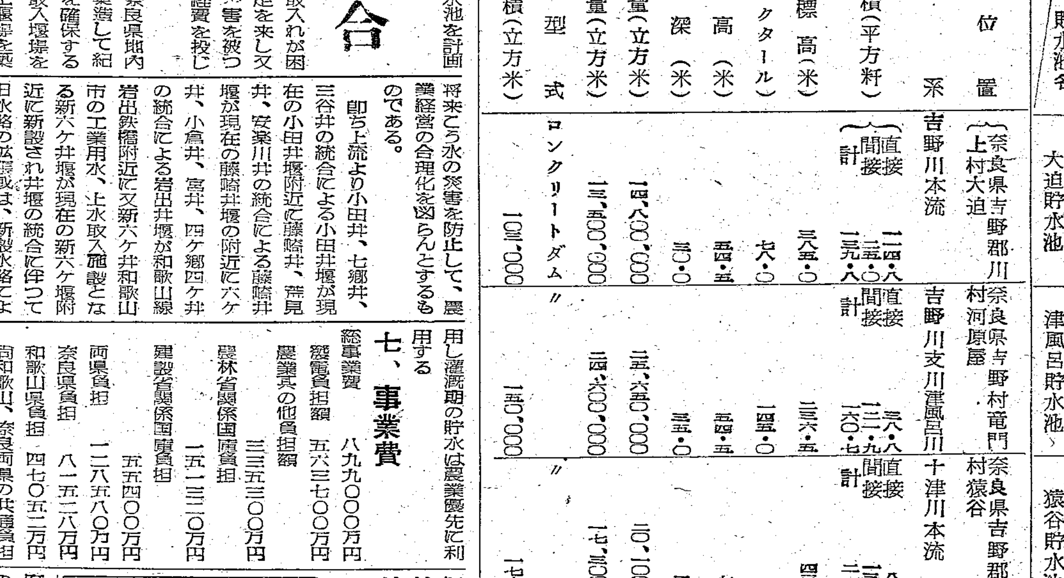

# 赤痢禍はあなたをねらっている

一昨年は新潟、秋田地方の裏日本、昨年は関東地方に流行した赤痢は、次第に西下の傾向を見せている。赤痢は夏のものという常識をくつがえして最近の赤痢は、寒暖を問わないで発生するようになり本県でも既に一月以降五〇名の患者を数えるに到つたまだハエも出ず氣溫もあまり高くないこのごろさえこんな狀況だから、初夏から入梅、そして盛夏になつたらどんなに猛威を振うか、全く予断を許さない。今年は赤痢禍を防ぐために、よほど用心をしておかなければならない。

## 昨年三 本年四八 縣下赤痢発生の赤信号

四月十五日現在の県下赤痢患者發生数累計は四八名で他に一八名の健康保菌者が發見されており、中和歌山市二一（他に保菌者一一名）田辺市一九（他に保菌者一名）それぞれ集団的に続發しています 昨年は同日までに僅かに三名の發生であつたのに比べて実に驚くべき数字です。

赤痢は来月頃からぼちぼち本格的シーズンに入ることになりますから実に末恐ろしいと云わねばなりますまい。

ではここで、赤痢患者の続發している和歌山市内 W 地区の状態を市立保健所と県の調査報告の中から拾つてお話ししてみましょう

飲用水ー市の上水道の行届いている処もありますが、鷺路奥とか山手は水道なく不完全な共同井戸を使つています。

患家や附近の井戸二〇個について調べた処、飲用に適するものはわずか三個で、赤痢と親類の大腸菌が検出された井戸は三個その他の殆んどは大小便が混つていることを示す亜硝酸やアンモニアが相当含まれていますし保健所の調べではこれら危険な井戸は三十二個に及んでいます

以上の恐ろしい事実は、釣瓶井戸は手についた病原菌や埃で不潔になりやすく、不完全な便所と溝の汚水が井戸水に滲込んでいることを証明しているのです

又上水道を使つている者でも、断水時の用意にカメに水を貯めしやくをつかつているのが多くこの水が家族感染の原因になつている場合もみられますから、上水道の水でも、不潔な取扱いをするととんだことにもなりかねません。

保菌者ー保健所で行つた患者家族と周辺の者の検便で一一名中一四名の赤痢菌を持つている者が發見され隔離しました。

今までも流行期では人口一〇〇人に一人位いの割合で保菌者が出ていたのですが、和歌山市の W 地区では一割強の保菌者が表われ、患者三人出れば他に三ー四名の健康保菌者が居るものと考えなければならなくなりました。

県としては、患者も大切ですがこの厄介な健康保菌者を探し出して隔離治療するよう努めています。

### 何故でしょう 多くなつた赤痢

昔から赤痢は夏のものに決つていました。最も赤痢患者の多く出た終戦の混乱期でさえ大[illegible]夏に限られていました。

処が昨年頃から秋から冬に[illegible]て恣患者が出て集団發生もみら[illegible]るという厄介なことになつてき[illegible]した。

一口に云えば、赤痢病原菌が秋から冬の寒気にさえ死滅し尽さない程うようよしており、或は又種々な条件に対する抵抗性の強い赤痢菌が殖えて来たことによるものとみられます。

それで、何故こんなに強いばい菌が殖えてきたかと申しますと、結局赤痢菌も人間と同じく立派な生き物ですから、どんな悪条件にもすぐ適応して生きてゆこうとする力が強く、ばい菌等の下等な生物程この適応性というのが強いのですから、クロヽマイセチン等の特効薬が出てもすぐこの薬に抵抗する力を持つようになり、又寒冷にも耐えて生き[illegible]ようにさえなるのです。[illegible]一方赤痢菌の生活場所であり、[illegible]被害者である私達人間も赤痢菌に負けない抵抗力が出てくるので、最近健康な人々の糞便[illegible]赤痢菌が証明されるというわゆる健康保菌者なるものゝ続出は、一部の人間が赤痢菌に対する抵抗性を持ち始めている一つの証拠とも云えましょう。だがこの場合、赤痢菌を持ちだらぴんぴんしていても、その人だけのことで一度赤痢菌がその人を出て他の人の口に入ると、どうこいそうは参りません たちまち下痢發熱を起し赤痢患者と云うことになります。そしてこの健康保菌者なるものが今や結核患者のように到る処にうようよして盛んに赤痢菌をばら撒き、一方排出された赤痢菌の方は、幸い不潔な便所や下水や井戸水の中で人の口に入る機会を今か今かと待ち構えているのです

保菌者や患者から排出された赤痢菌も他人の口に入る迄の間適当な待合所がなければ死絶えなければなりません。その待合所が先程の不潔な下水や不完全な悪い井戸や便所で、待合所に住んでいる蠅やあなたの手指がばい菌の運搬役を買つているのです。

あなたの周囲を一度よく眺め御覧なさい。赤痢菌の待合所になりそうな処はありませんか 便所の大小便が浸み込んで来そうな井戸水を飲んでいませんか 常に溜つて悪臭を放ち蚊等をわかしている下水はありませんか。もしそのような待合所がありましたらそこには赤痢菌が今や遅しとあなたの口をねらつていますよ。おどかしではありません それ程赤痢菌がうようよしているのです。

## 全国清掃運動へ みんなで参加しよう

花の四月が過ぎると、愈々初夏になりますが、これからは、いろんな伝染病が發生します。今年はとりわけ赤痢の發生が多く、既に県下で四八名の患者が發見され、なお發病しない保菌者が相当多いものと思われます。

そこで今年の赤痢予防の対策は既に県予防課において樹立され、着々ご実施に移つているが、丁度四月二十二日から一週間にわたつて行われる全国清掃運動は、誠に時宜を得た行事である。この週間行事に、県民が一人残らず参加せられ、まず各家庭の清掃を行い、各個人の周囲を清潔にすると、それが集まつて全体の環境が、美しくなるのであります。

春はノミやハエやねずみの發生しやすい時期であり、この際、ごみやくずものやほこりを清掃してあとに薬剤をさん布しておくと、昆虫類の發生を防ぐことができますから、どなたもこの全国清掃運動に、進んで参加して下さい。

全国清掃運動実施要領によれば実施事項は次の通り

1、物品特に不用品の整理、整頓及び塵芥の処理

2、建物内外の清掃

3、便所の修ぜん

4、下水の浚せつ

5、そ族昆虫等の發生場所の除去

又効果的な方法として、個人の住居、学校、工場、事業場等は住つている者の総動員でたやすく出来るものですが、下水の掃除や修理、公園等公共施設の清掃、駆虫薬のさん布等は、みんなが自覚して町内や部落毎に日を定めて一齊に協力し合うことが何より大分です。

便所の蓋やごみ箱の設置等は旦那様を説得する主婦の力に期待しよう。何といつても協同の力が最も効果的です。

又この種の仕事は一度やつておけばもうそれでよいというものではない。下水の掃除にしても、しばらくすれば又汚れてしまうのですから、汚さぬ工夫と定期的な掃除に力を併せて下さい。

一度徹底的にやつておけば後は楽ですから是非やつてみて下さいそうすれば、この夏は蚊や蠅は恐らく少いでしょう。

そして、赤痢菌も住いや喰物を奪われて自滅するでしょう。

## 赤痢は口からうつる

伝染病の中でも最も患者数の多い赤痢については、本県では早や一月に三名を筆頭に逐次増加の傾向があり、すでに本月に入り四十八名の患者が發生している。

一方神戸の中日本重工業では多数の集団患者が發生したことはすでに周知のことであるが春から夏にかけて細菌繁殖に都合のよい時期であつて、赤痢はこれからがシーズンであります。このような伝染病を無くするには病気になつてからの症状や治療法をいくら詳しく知つていても大した効果はない

そこでこのような伝染病が起る原因や、流行状況等をよく知り心掛けていなければ伝染病の予防は本当にできないのであります。

伝染病は種々な病原体（赤痢は赤痢菌）が私たちの体に入つて、始めて起るのである。病原体が私たちの体に入ると、病気になるには病原体ー汚染ー侵入ー感染ー發病ー死亡又は治癒という順序になります。したがつて赤痢は経口伝染病でありますから飲食物や手指飲料水等によつて發生する場合が多いのでこれらについて充分注意しなければなりません。

それでは用便後手指に赤痢菌の附着する紙の枚数限度の実験結果の一例をあげてみると、婦人用塵紙「高級京花紙九勝」を使用した場合、水様便で二十六枚、腰粘血便で二十六枚、普通便で八枚。一般家庭用塵紙「改良紙」を使用した場合、水様便で三枚、腰粘血便で五枚、普通便で三枚。水洗便所用塵紙「トイレットペーパー楼上等」を使用した場合、水様便で六枚、腰粘血便で二枚、普通便で二枚。以上の枚数に一ー二枚を余分に重ねて使用しなければ赤痢菌が手指に附着するのであります。この試験結果により如何に手指が汚染され易いか推定される。若し食品製造及び販売店の従業員が手指の洗滌を粗雑にしたり、保菌者であつたならば、これが原因となつて赤痢が發生するのであります。

手指の不潔によつて取扱われた食器にどの程度の細菌が附着しているか某地方の飲食店の検査結果を見ると、甲店の従業員の手指の細菌数は五十四万、丼の細菌数は五十万、乙店の従業員の手指の細菌数は五万八千、丼の細菌数は十八万という結果が出ております。この場合丼の取扱については手指の不潔にも原因して細菌数が多いのであるが一方丼の洗滌及び取扱いも粗雑であることが推定されるのであります。一見して私たちがきれいな食器であると思つても検査をしてみれば予想もされない程の多数の細菌が附着しております。手指においても同様前述の検査結果を見れば私たちも充分反省しなければならない点があるのではなかろうかと思います。

赤痢を予防するに尤も手取早い方法としては、用便後、炊事前、外出から帰つた時等はよく手指を洗い清潔にする習慣をつけるべきであります。

若し疑しい病気のときは素人療法など行わず医師に診断を依頼すべきであります。時には素人療法を行い全治したものと思つていても実質的には全治しておらず保菌者となつてどんどん赤痢菌を散乱して他人に迷惑を及ぼし多發の原因となります。その保菌者の排泄物（大便、吐物等）にはえ（一匹の体表に大体二十五万の細菌が附着しているー検査結果による）が接触し、再び我々の食物に接触して菌を媒介するので、防虫設備やはえの駆除に努め、検便、健康診断等を行い保菌者の早期發見に努めなければなりません。

飲料水による伝染も多く伺われるのであるが特に井戸水（共同井戸等）が原因になるので保菌者の汚物等を井戸端で洗滌したときなど不注意により又井戸の構造が不完全であつたため菌が井戸に入り多發する原因となるので飲料水についても充分配慮しなければなりません。手指の汚染される原因は前に一例をもつて述べた通りでありますが用便時に汚染されることが多く、便所の扉より驚異すべき大腸菌群の検出がしばしば見られる状態でありますのでこれに接触した手指によつて食品を汚染する源泉となることは疑う余地はありません。なお便所に限らず多くの人々が接触するところに接触することによつて必ず手指が汚染されているのであります。

手指を清潔にするにはよく洗うことでありますが、唯洗うだけでは不完全ですから、はけに石けんをつけてしわの間までよく洗うことです。又消毒薬（昇汞水を使用しないように）を用いて消毒することもよいでしょう。

その他ハエの駆除、飲料水の清潔保持等に努めて、その上清潔な飲食物を摂取するようにしなければなりません。

食品の購入については清潔な店舗を選ぶことが肝要であります。

あらゆる食品店舗の衛生監視及び指導は食品衛生監視員が常に行い事故の發生を未然に防止するように万全の処置を講じていますから県民の皆さまにも御援助願いまして食品衛生の向上に努めたいと存じます。

（公衆衛生課食品衛生係）

## 衛生メモ

## 大掃除のしかた

（一）掃除の当日は天気をよく見定めて、朝早くからかかる。先ず、かねて用意のもので服装をかためる。都合によつては、昼食べんとうの用意をしておくとよい。

（二）先ずできるだけ多くの戸障子をはずし、一定の場所に整理しておく。大きな家では、すべての部屋を一度にはずさずに、済んだところから順次やつてゆくのもよい。白墨などで「玄関内側」とか「東八疊右」など記入しておくとよい。

（三）次にたんすや戸棚、その他の物品を戸外に運び出す、中に入つている物品は、別に出した方が安全である。なるべく大きな物から出すのがよい。高い所においている物や、日頃使わない押入の中のものも、必ず一度は出す必要がある。これらの道具は、庭に板やむしろをならべて、その上におく。日光が直射するといけない物は、毛布やむしろをかけておく。一般に、なるべく日陰の場所がよい。このような道具類をきれいにするのは、家屋内に入れるときにしてよい。

（四）疊を出すのが次の作業であるが、案外重いし、日光にあてる関係や、もとの場所に入れる時のこともあるから、注意を要する。疊の入つていた部屋と、並べてある順序をあとで判るようにしておく。墨で疊のうらに「六疊東隅」のように書いておくとよい。

出した疊は、順序よくならべて裏側を日光にあてる。表をあてると、日光にやけて赤くなる。たてかける場所があつたら、なるべく立てかけた方が場所をとらなくてよい。敷いていた紙を再び利用するつもりなら、よくごみを落してこれも日光にあてておく。

（五）ここで家屋内のごみを払い出すのであるが、この場合順序として、上から下へ、奥から玄関へ、風上から風下へと作業をすすめる、天井、壁、床、縁の下に及ぶ。そして、ごみやほこりが、掃除したところへ舞い戻らぬように注意する。

縁の下は、あけられる所は全部あけ、なるべく多くの床板をはずすことが必要である 天井や床下のごみをはき出すときに、鼠の巣になつている場所に注意してそれを除去する。ごみは全部はこび出して、庭先の一定の場所に集める。燃える物を区別しておいて、焼いてしまうとよい。縁の下の湿つている場所には、乾いた土をかぶせる。DDTや乾いた所には石灰をまく。鼠のあけた穴は、石やブリキでつめておく。

（六）柱や壁板は、洗うとよい衛生的には、クレゾール石けん液で拭くだけでもよいが、見た目をきれいにするには、洗濯ソーダや粉石けんを用いるとよい。なるべく手にかけないように、わらを巻いて作つた「たわし」を作う苛性ソーダなどは、アルカリが余り強いと木が黄色くなつたり、手があれたりするから注意を要する。床柱やちがい棚のように特殊の木材を使つてある所は、普通の水で雑巾を用いてよくふき、乾いてから油雑巾やおからのからぶきをしておく。

（七）疊は充分乾したあと、たわしでへりのごみをとり、棒でよくたたく。棒はなるべく長い部分が一度に疊にかかるようにたたく充分たたいたら短いほうきでよくはいて、もとの部屋に入る。疊を入れる前に、床に新聞紙をなるべく多くかさねてしきつめる。できれば、紙の端を糊ではりつけるとよい。壁に接した所や敷居の下は、直接縁の下に開いている所も多いから、特に厚く新聞紙をしき、風の入らぬようにする。紙を敷いた上に、DDTやBHCのようなものをまいておく。分量はこだわる必要はないが、大体の標準は、疊一枚の広さに一〇〇瓦は必要である。疊をいれ終つたら、その上をもう一度よく掃き、クレゾール石けん液を五〇乃至一〇〇倍にうすめた水で、きれいな雑巾を用いてふくとよい。

（八）それが終つたら、戸障子たんす、戸棚等をきれいにして、家屋内のもとの場所に入れる。その際、中に入つていた品物も一応全部外に出し、押入などに入つている物や、台所の物ともよく考え合せて、毎日使用する物と時々使うもの、冬と　で使いわける物不用になつた物、修繕を要する物等を区別して、入れ場所を変えるのもよい。

（九）これで家屋内は一応済んだが、屋外の始末も重要である。特に倉庫、下水、流し場、便所の外側のふた、ごみ箱、芝や木の多い場所、井戸、水溜り等は、こわれた所は修繕し、埋土をしたり、どぶさらえを必ず実行しない。どぶからあげた泥土は二、三日乾燥させるか、そのまま適当な所に埋めるようにすれば、なおよい。

（十）最後にごみの始末は焼いたり埋めたりして、極力その量を減らして下さい。

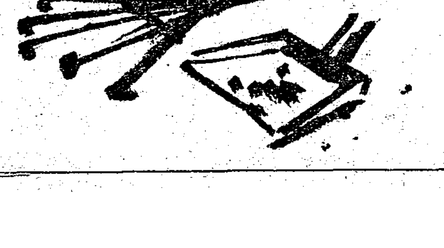

自二十二日 至二十八日 全國清掃運動

# 必ず實行しよう
## 種籾の種子消毒

去年の稲作に病害を受けた地方も、又受けなかつた地方も、今年は種籾の消毒を是非実行しましよう。

種籾の消毒法は、病気の種類によつて消毒用の薬も違つて来ます稲熱病、ゴマ葉枯病、馬鹿苗病苗腐敗病等には普通水銀製剤が用いられます。これはウスプルン或はメルクロンと呼ばれています。

これらの薬の使い方には二通りあります。

普通の方法は種籾をそのまゝ用いるか又は二日間水に浸し、取り出して充分水を切つてから水一斗にウスプルン五匁の割合にとかして一、〇〇〇倍液にした中に六時間から十時間位つけて水浸しを続けるか、又は直ちに播種致します

他の一つの方法は消毒の時間を短かくするために行う方法で、種籾をウスプルンかメルクロンの一、〇〇〇倍液に一－二時間浸した後濡れむしろに包み六時間から十時間そのまゝにしておき、取り出してから水浸しをするか又は、直ちに播種を行います。

次に消毒するときの注意ですが第一に薬を溶かす水は暖いきれいな水を使うと、病菌を殺す効果が上ります。第二にこの薬を溶かすには、始めから多量の水に薬を入れるよりは、先づ少量のぬるま湯で溶してから水でうすめた方が溶け易く、薬液は使用中でも日光に当てないよう注意します。

第三に同じ薬を繰返し使うときは、三回目頃からは水一斗に薬剤十匁を溶かした五〇〇倍液でもとの液の減つた量を補います。

第四に消毒に使う容器は、桶や樽のような木で作つたものを用い、金属製のバケツなどは使はないように致します。

次に消毒を行う種籾は、一斗入りの袋に七－八合目程度入れて薬液の中で数回振りまわして、よく薬が行き亘るようにしてからとり出せば手数も省けて便利です。

種籾を消毒する薬には、この他ホルマリンや硫酸銅等も用いますが、どれも使用法をよく心得ないと、せつかくの種籾の芽が出なくなつてしまいますから御不審の点は農業改良普及員に御相談下さい

なお県においては、本年度も食糧増産の一助として種籾の消毒用にウスプリンの無償配布を行つておりますから、農家の皆さんは残らず部落が共同種子消毒を実行して下さい。

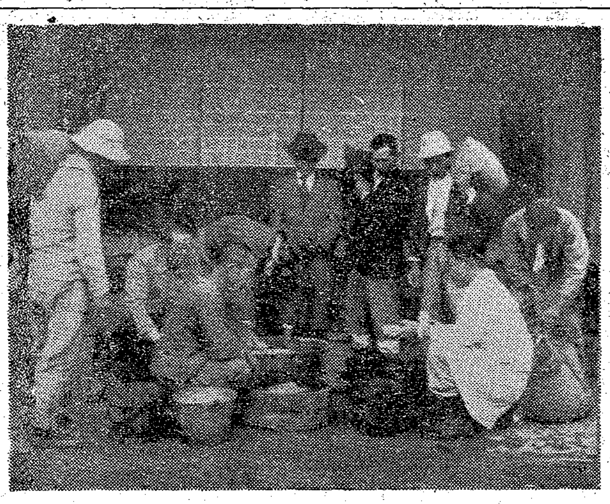

# 新計量法施さる
## 風袋には必ず重さを表示

現行度量衡法（明治四十二年制定）が廃止され新計量法が実施されました。元来度量衡又は計量は国民の日常生活及び慣習等と密接不可分の関係があり、従つて本法施行は県民の皆様に大きな影響を及ぼしますが、よくこの劃期的改革の計量法を、体得して円滑な実施を図りたいものです。

新計量法は、計量の基準を定め適正な計量の実施を確保して、経済の發展及び文化の向上に寄与するため、昭和二十六年六月七日法律第二百七号により、この運用については、同日法律第二百八号により計量法施行法が公布になり、三月一日から実施されたが、従来の度量衡法と変つた主なものは、次のとおりであります。

**計量単位**「計量」とは、長さ、質量、時間、温度、面積、体積、速さ、加速度の大きさ、力の大きさ、圧力、仕事、工率、熱量角度、流量、粘度、密度、濃度、光度、光束、照度、周波数、騒音の大きさ、纎度、かたさ、衝撃値引張強さ、圧縮強さ、粒度、屈折度、湿度、比重及び耐火度（以下「物象の状態の量」という）を計ることをいゝ、「計量単位」とは計量の基準となるものをいうのであります。但し、電気単位は除かれます。

**計量器の製造、修理の事業の許可及び計量器の販売等の事業の登録**　旧度量衡法では製作、修覆の営業は免許制であつたのですが、新計量法により製造、修理の事業を行おうとする者は、製造にあつては通商産業大臣、修理にあつては、工場又は事業場の所在地を管轄する知事の許可を受けて、事業を行うことが出来ます。販売等については、免許制から登録制になつたので、販売等の事業を行おうとする者は、店舗の所在地を管轄する知事に、登録申請をすれば事業を行うことができます。

**計量証明業の登録**　運送寄託又は売買の目的たる貨物の積卸又は入出庫に際して、その貨物の計量単位による証明の事業を行おうとする者は、その事業の所在地を管轄する知事の登録を受けなければならない。

**計量器使用事業場の指定**　工場、事業場、店舗、官公署等において、自主的に計量管理を行つている場合は、計量器使用事業場毎に、通商産業大臣に指定事業場として、申請することができる。指定事業場として指定された時は、定期検査を省略せられる。

**はかりの精度の制限**　商品の一回の取引量が一〇キログラム以下であるものについては、取引量の十分の一以下の最小目盛を有するハカリを使用しなければならない。例へば砂糖一ギログラムを販売しようとする場合は、百瓦以下の目盛あるハカリを使用しなければならない。

**風袋の質量表示**　風袋を使用して商品を計量単位により売買をする場合は、その風袋に実量を表示しなければならない

**量目、品質の表記**　長さ体積、質量、濃度、密度、粘度の計量単位で販売する密封商品は量目、品質と詰込者の氏名をかくことになつた。

**容器（牛乳びん、酒びん等）の容量検査**　法定計量単位による体積による、取引に使用する容器の、容量検査をすることになつた。

**再検査及び異議の申立**　計量器検定、容量検査、定期検査等による、不合格の処分及び計量法に関する事項について不服があるものは、再検査及び異議の申立を通商産業大臣に対し、申請することが出来る。

**尺貫法、ヤードポンド法**　尺貫法、ヤードポンド法による計量単位の併用期間を、特に土地又は建物に関しては、当分の間として、その他のものに関しては昭和三十三年十二月三十一日限りと規定され、その後はメートル法を用い、国又は地方公共団体の機関はこの法の施行の日以後において、メートル法を用いるように努めなければならないことになつた

# 新農薬ホリドール
## 植物体内まで効果を発揮

昔から稲作りの大敵といわれる二化螟虫、三化螟虫や、又はうんかの防除については、明治以来から沢山の科学者が長年に亘つてこれらの防除について研究され、株抜きや晩植栽培を普及するとともに、DDT、BHC等の新しい薬が続々と發見され、これら虫害防除については劃期的な段階までたどりつきました。

然しながら二化螟虫については発生の期間は長く且つ虫が茎の内に喰い込んでしまえばどんな薬をまいても効き目がありませんでした。

ところが昨年植物体内まで滲み込んで殺虫効果を發揮するホリドールという薬が輸入され県農事試験場、朝来試験場始め、数ケ所の螟虫試験場でこの薬について試験された結果二化螟虫に対しては今までの薬では比較にならないほどよく効き、茎の中に入つている第二令第三令の幼虫まで殺してしまうことが判りました。

そこで農林省では本年度数十トンのホリドールを輸入することになつたので県においても毎年これらの螟虫になやまされているので出来うる限り沢山薬を獲得して農家の方々に使用して戴きたいと考えています。

本年度政府の製造計画は主として乳剤と粉剤の二種類を製品として販売されることになつています

乳剤は暗褐色の液体で丁度千大根のような臭があります。本年度販売されるものは一〇〇〇〇の壜入りで主成分であるパラチオンを四六、六％含んだものとなる予定です。

粉剤は黄茶色の粉末で腐敗した大根が出すような悪臭がありますが、規格品は今のところはつきり定められていませんが、主成分を一・五％含んだ粉末度二五〇ラッシ以上の細粉とされる予定です。製品は増量剤の色により違いますが白色又は灰白色です。なお粉剤の場合は主成分の形を幾分変えることにより人畜に対する毒性を乳剤よりさらに弱めています。

この薬は害虫に極めて卓越した殺虫力を發揮する半面、人畜に対しても毒性が強く、取扱いについても従来の薬より一層慎重に扱う必要があります。

植物に対する影響について外国で試験した結果によりますとホリドール〇・一％（昭和二十七年度の製品で四六六倍液）以下の薄いものでは、特に敏感な植物（豆類）以外は薬害は殆ど無いと報告されています。我が国の試験成績でも水稲に対して〇・一％をさん布して全く被害は起つていません。その他の作物については薬害は未定ですが本年さらに試験されるでしよう。

この薬は接触剤、および毒剤として極めて強い殺虫効果をもつていると共に水にとかしても効果がなくならず、空気中の酸素や紫外線でも破壊されないし、又植物体内に滲透する力をもつています。

この薬の殺虫効果については本県朝来試験地の成績によりますと二化螟虫三化螟虫共一、〇〇〇－二、〇〇〇倍液六斗を二回以上幼虫孵化最盛期に、セジロウンカには全じく一、〇〇〇－二、〇〇〇倍液六斗をさん布することにより相当効果のあるよう發表されています。

この薬の乳剤を使用するについては最初原液を少量の水にとかしよく溶けてから全量の水に加えて掻き廻せばよく、うすめた液は黄白色の乳分にごりのある液となりDDTのような乳状にはなりません。

粉剤はさん器を使い反当一、五－三匁程度をさん粉します。この薬の使用については前にも述べたとおり人畜に対しても毒性が強いから使用については次の事項を守らなければなりません。原液を計つた容器は良く洗うこと、薬を水に溶すとき手で掻き廻さないこと。マスク又は乾いた手拭で口鼻を覆うこと同一人が長時間に亘つて作業しないこと、喫煙飲食を行うときは手を石鹸で洗つてからすること、もし作業中に中毒症状を見たときは温かい塩水か又はカラシ水、石鹸水等をのまし胃中のものをはき出せること解毒剤としてはアトロピンやエゼリンが有効といわれます食用とするものは少くともさん布後二週間は食用としないこと。

以上ホリドールE六〇五について現在までにわかつた点を紹介しましたがこれらの新農薬を如何に完全に駆使するかは農家に課せられた一つの使命とも言い得ましよう。どうか充分研究的な態度で使用し立派な効果を上げられるようお願いします。

篤農家訪問 (3)

# 玉ねぎ栽培の先覚者
## 池田村……山本憲治氏を訪ねて

篤農家訪問も漸く回を重ねて第三回、今回は足を紀北に転じて、玉ねぎの産地池田村の山本憲治氏をお訪ねすることにした。

和歌山線岩出駅で下車、春陽うららかな田舎道を北に行くこと約半道、流石に玉ねぎの産地、曲りくねつた田圃道の両側は殆んど玉ねぎ畑、一昨日来の雨に、すくすくと勢良く延びている。玉ねぎ畑に取囲まれた一寸小高いところに、山本さんのお宅がある。

お宅の人々は、数日来の雨に盛んに延び出した草取に余念が無い、御主人は片手間にやつている精米所にいるとのことで、そちらにお訪ねして色々お話をうかがつて見た。

山本さんは当年五十七才、息子さんと、田地一町歩を経営して、裏作としては玉ねぎを八反作付している　若くして商業を志し、商業学校を卒業後、米穀の貿易を始め朝鮮に渡つて、大望をいだいていたが、一年足らずして家庭の事情のため挫折、十九才のとき池田村に帰省、志をひるがえして農業を始めたそうである。当時、偶々玉ねぎの産地である大阪府泉南郡に肝胆相照らす友人があり、この人のすゝめによつて玉ねぎの栽培を始めたという。当時は那賀、海草を通じても、玉ねぎの栽培をしていた人は、一人もなかつたというから、そもそも和歌山に玉ねぎの栽培をもたらした先覚者の一人であろう。小川さんは進取的で、経営の合理化を主張される一人でもあつて、現在にいたる三十数年間というものは、専ら水田の裏作に換金作物として有利な玉ねぎの栽培を率先普及に努めて来たわけである。全国でも有数な玉ねぎの特産地として、那賀地区が今日を成したのにも、小川さんにあづかる処、大なるものがあろう。而しそれには並々ならぬ苦心もあつたという。何分にも当初は、たつた一人しか作つていなかつたため、販売機関もなく、貨車積をする程の量もなく、一貫当り四銭、五銭という今から見れば、想像も及ばない程の低価で販売したこともあつたそうである。

近年玉ねぎ種は、石当り三十万円とかいう全く天井知らずの高価を呼び、世間の人々をうらやませたものだが、現在池田村の一部、長田村、田中村は特異な存在として全国に知られている　小川さんも最初は採種玉ねぎも栽培したそうだが、食用玉ねぎの栽培が盛んになるにつれて、漸次採種の成績が悪らなくなり、今では食用玉ねぎだけを作つている。これはスリップスという病害のために、食用玉ねぎと採種を同地区内に栽培すると種子が良く実らないとのことだ。玉ねぎの栽培には、苗五分と言われる程、苗の良否が収穫量に影響するという。従つて苗作りは最も慎重を要し、うす蒔ぎに過ぎると、擦頭の原因となるからむしろ厚蒔の方が結果は良いそうである。

小川さんは九月十七日頃から二十二日頃までの間に播種をし、苗は精選の上にも精選を重ねて、十月末から十一月中旬までの間に定植をするようにしている。それから定植後の過度の乾燥は、案外等閑視され勝であるが、以後の成育に影響するところが大であるから充分に注意する必要がある。

又四条植は反当収量の増大には良いが、労力を要する点から、耕作面積、労力等を勘案して採用する必要があるそうである
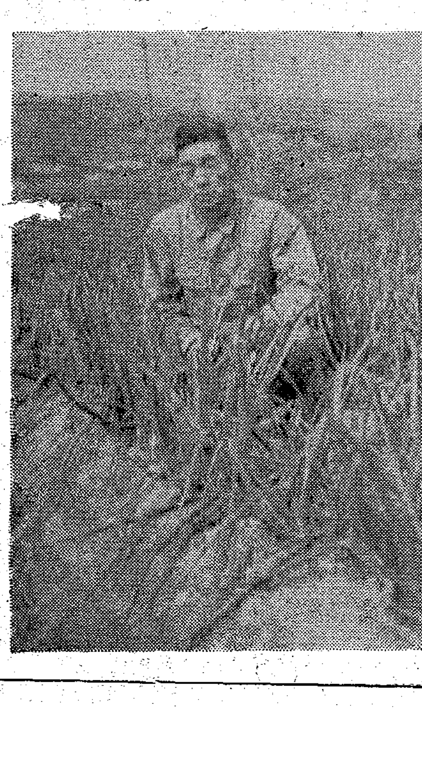
小川さんは又、玉ねぎ栽培のほか一般野菜の採種にも造詣が深く、今では池田村採種組合長をしている。池田村は地理的に恵まれない関係で、青野菜で販売するには不便であるので、採種に目を付けたわけであつて、玉ねぎの苗床に稲の作付が出来ないのを利用して、トマト、胡瓜、ナス、スイカ等各種蔬菜の採種をしている。又かつては煙草の栽培も、県下で始めて取入れた経験も持つている。進取的といおうか、良いと思うことは、どしどし実行に移して土地の高度利用と、経営の合理化に身をもつてい身してきた小川さんは今なお、かくしやくとして営農の途に励んでいる